

補助対象団体適格性審査書

団 体 名		
活 動 分 野		
活 動 内 容		
区 分		適 否
1	補助の資格	
	① 政治、宗教又は営利を目的とする団体ではない。	
	② 特定の個人を活動対象とする団体ではない。	
	③ 申請日において設立後2年を経過していない。	
	④ 活動の実績期間が6月以上ある。	
	⑤ 非営利法人を除く、特定非営利活動法人に該当する団体である（法人格を取得している団体の場合）。	
	⑥ 同一活動に関し、当該年度において市の他の補助金等（市が補助金、負担金等を支出している団体等からの補助金等を含む。）を交付されていない。	
	⑦ 以前（特定非営利活動法人の場合は法人格取得前）に当該補助金を交付されていない。	
	⑧ 団体及び代表者が市税等を滞納していない。	
	⑨ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではない。	
	⑩ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する処分を受けた団体ではない。	
2	その他適格性	
	① 市民の利益に貢献する団体である。	
	② 5人以上の市民等が所属し、市内に活動の拠点がある団体である。	
	③ 組織運営が自主的かつ適正に行われていると認められる。	
	④ 会計処理及び補助金等の使途が適切になされていると認められる。	
	⑤ 社会通念上、適正な額の会費を徴収する等の自助努力が認められる。	
	⑥ 活動内容が団体の設立目的に沿っている。	
	⑦ 補助金を他団体への負担金等、慶弔費、食糧費、その他の当該補助事業等と直接関連のない費用に充当していない。	
審 査 結 果	総 評 欄	
適 格 ・ 不 適 格		

注 適否の欄には、審査事項に該当する場合は「○」を、該当しない場合は「×」を付すこと。